平成２８年（フ）第６９２号
福岡県糟屋郡志免町坂瀬５番205号
債務者　近藤千惠子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７１５号
福岡市東区箱崎７丁目20番11―908号
債務者　相馬　美穂（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７６１号
福岡市早良区有田１丁目26番16―505号
債務者　城永ちよ子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８４３号
大阪市福島区鷺洲４丁目６番15―1003号
債務者　黒田麻紗子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９４６号
大阪市中央区南船場１丁目14番７―603号
債務者　保田　啓太
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９７１号
大阪府東大阪市花園東町２丁目７番９号　ビレッジヒル花園東　208号
債務者　柴原　昭子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０２５号
大阪府豊中市利倉東１丁目６番20―301号
債務者　山田みどり
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０９６号
大阪府茨木市橋の内２丁目７番11―402号
債務者　玉置　博章
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６９号
東京都八王子市七国２丁目５番１号エスポワールみなみ野Ｂ棟101号
債務者　池田　時正
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４３８号
東京都東大和市奈良橋５丁目819番地の４サンリットＭＳ201
債務者　色摩　洋子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８５号
愛知県西尾市山下町西八幡山26番地１　ハピネス山下203号室、前住所愛知県岡崎市中島町字荒井前33番地　Ｃｌａｓｓｅｅｄ　Ｂ―101
債務者　浜田　佳祐
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第４２９号
東京都東村山市富士見町１丁目12番地２ヴィラージュ・ヴェール六番館703
債務者　岩崎　瑛里
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第７３号
愛知県豊川市大崎町宮之坪71番地の１　ブロードタウン大崎Ｄ棟205号、破産手続開始決定時の住所愛知県田原市片西３丁目５番地フォルテシモ．Ｋ101
破産者　佐藤　達也
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５９８号
北九州市門司区吉志６丁目18番３号
破産者　米本　将輝
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１５０号
秋田県南秋田郡八郎潟町字家ノ後40番地37
破産者　澤井　　誠
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４号
秋田市泉北４丁目13番４号　ドリーム．Ｋ泉北202、前住所秋田市新屋松美ガ丘南町５番17号
破産者　中根亥三男
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部